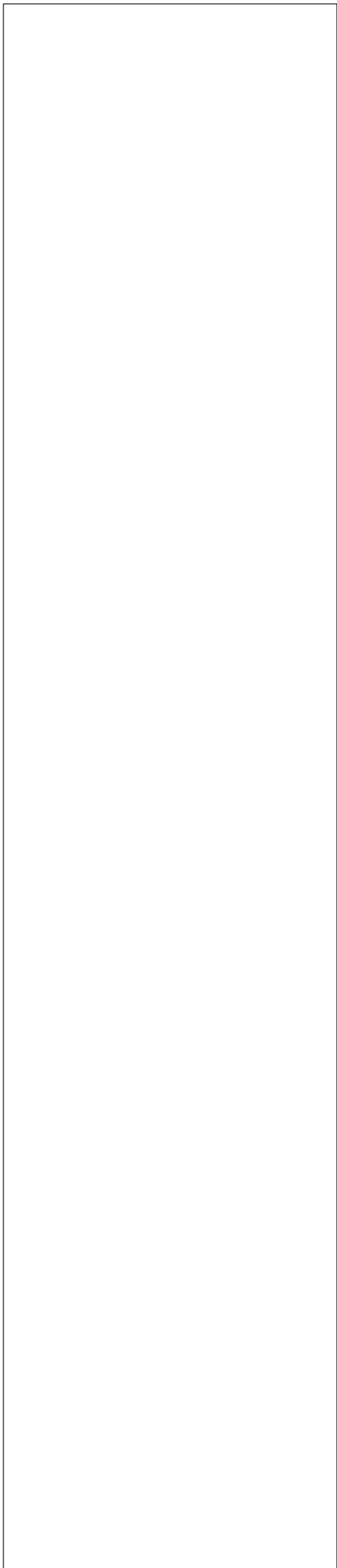


広告



意ください。

△新規申請▽

①父母が離婚②未婚③父親が死亡・重度の障がい・生死不明・1年以上拘禁・1年以上児童遺棄④父母ともに不明の状態、父親と生計を同じくしていない児童(18歳に達した年度末までの間にある児童。心身に障がいのある児童は20歳未満)を養育している母親または養育者に支給されます。ただし、所得が限度額を超える方は支給が停止されます。詳しくはお問い合わせください。

■特別児童扶養手当

△所得状況届▽

現在、手当を受けている方には、所得状況届などを8月中旬までに送付します。期間内に届け出がないと、8月分以降の手当が支給されませんのでご注意ください。

△新規申請▽

20歳未満の重度か中度の心

身障がい児を養育している方が対象です。児童福祉施設に入所中の場合は支給されません。また所得が限度額を超える方は支給が停止されます。
 [詳細] 区役所(1階)の保健福祉課

母子寡婦福祉センター
就業支援講習会

△①簿記3級講習会▽

9月7日～11月6日の月・水・金曜午後6時15分～8時45分。全24回。2千113円。
 △②ホームヘルパー2級▽
 9月25日～来年3月19日の火・金曜午後6時～9時。全42回。6千円。

①②の対母子家庭の母・寡婦(以前母子家庭の母であった方)で、未受講の方各30人。
 ※①②の甲8月20日(木)～23日(日)に母子寡婦福祉センター(中央区大通西19社会福祉総合センター内)か、20日(木)、21日(金)に区健康・子ども課へ直

接。(抽選)

☎(631) 3270



介護保険

△低所得者減免▽

21年度の保険料が第3段階以上で、次のすべての基準を満たす65歳以上の方は、申請により最も低い金額の段階まで介護保険料が減免されます。お住まいの区の区役所保険年金課へ申請してください。

①20年中の収入の合計が単身世帯で120万円、2人世帯で160万円(以降1人につき50万円を加算)以下、②世帯全員の預貯金の合計額が350万円以下、③別世帯の市民税課税者に扶養されていない、④世帯全員が居住用または事業用以外の不動産を所有していない。

高額医療・高額介護合算療養費

国保または長寿医療(後期高齢者医療)制度では、同じ世帯の被保険者全員の1年間の医療保険と介護保険の自己負担額合計が下表の基準額を超えたときは、その超えた額を高額医療・高額介護合算療養費として支給します。

[詳細] 区役所(19)の保険年金課

区 分	自己負担額の合計基準額	
	長寿医療	国保・70歳以上 国保・69歳以下
①・住民税の課税所得が145万円以上ある被保険者と、その方と同じ世帯にいる被保険者の方・国保(69歳以下の場合)の各加入者の所得から33万円を控除した金額の合計が600万円を超える世帯	67万円(89万円)	126万円(168万円)
② ①③④に該当しない方	56万円(75万円)	67万円(89万円)
③ 世帯全員が市民税非課税	31万円(41万円)	
④ ③のうち、次のいずれかに該当。 ・世帯全員が所得0円かつ公的年金受給額80万円以下 ・老齢福祉年金を受給	19万円(25万円)	34万円(45万円)

※通常は毎年8月～翌年7月末の1年間の自己負担額を基に計算しますが、制度開始が20年4月であることから、今回に限り20年4月～21年7月末までの16か月で計算することもできます。その場合の基準額は()内の金額となります

国民健康保険

△所得申告書の提出を▽

国民健康保険料は、前年の

金課

[詳細] 区役所(1階)の保険年金課

持参するもの世帯全員の20年中の収入の分かるもの、預貯金額の分かるもの、加入している健康保険の保険証。
 [詳細] 区役所(1階)の保険年金課

所得に基づいて算定します。所得税や住民税の申告をした方や所得税が源泉徴収された方についてはその所得を基にしますが、それ以外の方には、保険料算定のための所得申告書を送付しますので、期限までに必ず提出してください。